特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	中川村住民記録事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中川村は、住民記録事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中川村長

公表日

令和3年11月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	住民記録事務					
②事務の概要	住民基本台帳法に基づき住民の居所の公証のための事務を行う。また、番号法に規定する個人番号を記載し、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の照会 ②転入等の異動届の入力 ③住民票などの証明書発行					
③システムの名称	住民記録システム、宛名管理システム、中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

【住民記録システム】

宛名基本ファイル、宛名履歴ファイル、住基異動ファイル

【宛名管理システム】

宛名基本ファイル、宛名履歴ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提 供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	報の提供の制限)及 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18 1,92,94,96,101,102,1 【別表第二におけるなし(住民基本台帳 行政手続における特める事務及び情報を 【情報提供の根拠】	び別表第- ,20,21,23,2 03,105,106 情報照会 <i>0</i> に関する事 定の個人 定める命	を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情 二【別表第二における情報提供の根拠】 7,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,9 ,108,111,112,113,114,116,117,120項 D根拠】 一務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民税務課
②所属長の役職名	住民税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 中川村役場総務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 中川村役場住民税務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001</mark>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成2	27年3月25日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成27年3月25日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	種類				
	項目評価書]		3) 基礎項目	評価書及び重点 評価書及び全項	目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	色機関については	、それそれ重点	項目評価書	又は全項目評価書にお	いて、リスク対策	もの詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(特別の人手)	青報提供ネット	ワークシステム	を通じた人			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+9	うである]	<選択肢> 1) 特に力を。 2) 十分である 3) 課題が残	る	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+5	}である]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分である 3)課題が残	る	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+9	うである]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	る	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	E			[〇]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	3	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提	供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)	[]摄	供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+4	うである]	<選択肢> 1) 特に力を。 2) 十分であ。 3) 課題が残	る	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	売		2,24,000	F) []接	続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+9	うである]	<選択肢> 1) 特に力を。 2) 十分である 3) 課題が残	る	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+5	分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	入れている る されている	
7. 特定個人情報の保管・	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+9	うである]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分である 3)課題が残	入れている る されている	
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点	 検	[] 内部	部監査 [〕外部監査	
9. 従業者に対する教育・	5発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を。 2)十分に行 3)十分に行		 3

変更箇所

	* -				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施期 間における担当部署 ②役職	住民税務課長 菅沼元臣	住民税務課長	事後	
	Ⅳ リスク対策	_	新様式変更に伴う追加	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第7号	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	